

大阪・関西万博への出展に係る企画・運営等業務委託仕様書

1 業務名

大阪・関西万博への出展に係る企画・運営等業務

2 委託期間

契約締結日～令和7（2025）年12月26日（金）までとする。

3 契約上限額

62,632,000円（令和6年度34,287,000円、令和7年度28,345,000円）

委託料の支払いは、年度ごとの精算払いとし、業務完了検査後に支払うものとする。

4 業務の目的

2025年日本国際博覧会（略称：大阪・関西万博）を契機として、本県の認知度向上や誘客促進、インバウンドの拡大等につなげるため、万博への出展を行い、本県の特徴を生かした効果的な魅力発信を行うことを目的とする業務である。

5 大阪・関西万博及び本県出展の概要

（1）大阪・関西万博の概要

開催期間：令和7（2025）年4月13日（日）～10月13日（月）

会場：夢洲（ゆめしま）（大阪市此花区）

テーマ：いのち輝く未来社会のデザイン

コンセプト：People's Living Lab（未来社会の実験場）

（2）本県出展の概要

出展期間：令和7（2025）年6月27日（金）～29日（日）（予定）

※別途、準備・撤収で前後各1日間割り当てあり。

会場：万博会場内「EXPO メッセ」約2,000㎡の一部（2／6区画）（予定）

テーマ：「いのち共創 - MIRAI TOCHIGI」

コンセプト：五感で感じる、いのちの交流、未来への共創

趣旨：大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」の理念を踏まえながら、とちぎの豊かな自然や優れた歴史・文化等の魅力を発信することで、本県の認知度向上や誘客促進、インバウンドの拡大等につなげる。また、子供たちをはじめ多くの県民が万博を通じ、本県の希望あふれる未来を描く機会とする。

6 業務内容

「大阪・関西万博への出展に係る企画・運営等業務」として、以下の業務を実施する。
なお、本県の万博出展にあたり、県が総合プロデューサーを任命しており、各業務について、連携体制を確立した上で実施するものとする。

また、事業採択後、提案した各業務内容等について、県と協議の上、内容を一部変更する場合がある。

年度ごとの業務内容

年度	業務
令和6年度	(1) 催事プロジェクト計画書作成業務 (2) 万博会場で実施する催事の準備・調整業務
令和6～7年度	(2)' 万博会場で実施する催事の準備・調整・運営業務 (3) 事業実施の効果測定業務

(1) 催事プロジェクト計画書作成業務（令和6年度）

別添1「大阪・関西万博 栃木県出展基本方針」を参照の上、令和7年度に本県が実施する大阪・関西万博会場での催事プロジェクト計画書（以下、「計画書」という。）を作成すること。なお、計画書には次のア～エ及び全体のロードマップを盛り込むとともに、取組の成果を評価するためのKPI（重要業績評価指標）について1つ以上提案すること。

ア 催事内容の企画

催事内容については、次の点に留意の上、より効果的に本県の魅力を発信し、本県の認知度向上や誘客促進、インバウンドの拡大等につながるような企画を提案すること。

- ・デジタル技術を活用し、本物の魅力を体験できる参加型・体験型の展示とし、来場者に本県の魅力を強く印象づけるとともに、国内外メディア等からも注目を集めるものとする。
- ・展示について、新感覚の演出・展示等とするため、受託者の保有する技術やアイデアなどリソースを活用するほか、新技術も積極的に取り入れること。
- ・出展期間前から様々な媒体を通して情報を発信し、本県の万博出展に係る機運醸成を図ること。
- ・作成する資材や設備・物品等について、出展期間終了後、観光や教育の分野でもレガシーとして活用できるよう配慮すること。
- ・環境に配慮したSDGsに資する展示とすること。

イ 会場レイアウト及びイメージパースの作成

- ・催事会場「EXPO メッセ」において、ストーリー性のある展示構成とし、全体を通

じて、本県の魅力を一体的に伝えること。

- ・来場者が滞留せず、スムーズに移動し、展示物の観覧、体験等ができるよう、アで提案する催事内容をすべて配置した会場レイアウト及び会場のイメージパースを作成すること。
- ・展示に必要な場所や設備、バックヤードを確保し、会場レイアウトに記載すること。
- ・会場全体の装飾については、展示内容等との調和を図り、本県の魅力発信に資するものとする。
- ・「EXPO メッセ」において、同期間に出展する他自治体等と、共同事業を実施することとなった場合は、打ち合せへの参加や、事業内容の共同検討等、事業実施に向けた準備を行うこと。
- ・会場レイアウト及び会場のイメージパースの作成に当たっては、別添2「大阪・関西万博会場レイアウト例（栃木県作成）」及び2025年日本国際博覧会協会が発出する「催事施設概要」を参考とすること。

【展示場概要】

催事施設名	割当面積	備考
EXPO メッセ	約 2,000 m ² の一部（2 / 6 区画）	約 600 m ² 程度を想定

ウ 資材や設備・物品等の調達及び人員の配置に係るリスト・計画の作成

- ・アで企画する各種催事内容及びイで作成するレイアウトに基づく会場の設営の実施に必要な資材や設備・物品及び人員等については、受託者が調達し設置することとし、必要な資材や設備・物品等の調達リスト及び調達計画を作成すること。
- ・受託者は、上記の調達に当たって、次の内容に従うこと。
 - ①2025年日本国際博覧会協会が発出する持続可能性に配慮した調達コード（以下、「調達コード」）を熟読の上、遵守すること。
 - ②2025年日本国際博覧会協会による調達コードの遵守状況の確認・モニタリングに協力すること。
 - ③2025年日本国際博覧会協会の指定する第三者による監査を受け入れること。
 - ④受託者において調達コードの重大な不遵守があるにも関わらず、適切に改善に取り組んでいないと認められる場合、県は契約を解除できること。
 - ⑤その他、今後、2025年日本国際博覧会協会が発出する資料等があった場合には、その内容を遵守すること。

エ 会場の設営・撤去等に係る搬入・搬出スケジュールの作成

- ・会場の設営・撤去に当たり、ウで作成するリストに基づき調達する資材や設備・物品等の搬入・搬出スケジュールを作成すること。
- ・会場の設営・撤去は、5の（2）に示す出展期間の前後各1日をそれぞれ使用して

行うことを想定しているが、搬入・搬出スケジュールの作成に当たっては、会場の使用可能時間を遵守すること。

(2) 万博会場で実施する催事の準備・調整・運營業務（令和6～7年度）

ア 準備・調整業務（令和6～7年度）

(1) で作成する計画書に基づき、令和7年度に万博会場で実施する本県の催事に向けて、次の①～②に掲げる内容に留意しながら、必要な準備・調整を進めること。なお、受託者は、滞りなく準備・調整が進行するよう全体を管理するとともに、定期的に県へ進捗状況を報告すること。

また、会場となる「EXPO メッセ」の使用料（共益費等含む）は、すべて委託料に含まれているため、支払時期・金額・支払先について、別途県から指示あった場合は、それに従うこと。

① 資材や設備・物品等及び人員の調達

- ・(1) で作成する計画書に基づき、催事の実施及び会場の設営に必要な資材や設備・物品等及び人員を調達すること。なお、調達に当たり必要な経費及び人件費については、すべて委託料に含めるものとする。
- ・調達先や調達時期について変更が生じた場合は、適宜調達リストもしくは調達計画を修正し、正確な調達記録を残すこと。
- ・受託者が調達した人員に対し、各自の作業内容や役割等について、十分な説明を行うとともに、当該人員に関わる出展者等がある場合は、受託者が間に入り調整を行い、両者が円滑に協働できるよう責任を持って取り計らうこと。

② 催事に係る申請手続き

- ・万博会場で実施する催事に必要な申請手続きについては、2025年日本国際博覧会協会等と事前に確認の上、受託者が代行すること。なお、県からの申請が必要な場合は、適宜県へ相談すること。

イ 運營業務（令和7年度）

(1) で作成する計画書に基づき、令和7年度に万博会場で実施する本県の催事が円滑に運営できるよう、事前に2025年日本国際博覧会協会等と十分な調整を行うこと。

また、次の①～④に掲げる内容に留意しながら、全体の運営管理を行うこと。

① 各催事の運営及び運営体制等の管理

- ・万博会場で実施するすべての催事内容が、催事期間中滞りなく円滑に実施できるように、全体の運営管理を行うこと。
- ・運営管理に当たっては、事前に催事運営マニュアルを作成すること。なお、催事運営マニュアルには、催事期間中に発生するおそれのある各種トラブルを

想定した対応策についても記載すること。

- ・来場者の安全確保及び危機管理のため、次の計画等を作成し、催事運営マニュアルに記載するとともに、その運営管理を行うこと。

A. 避難計画、B. 消防計画、C. 救護計画、D. 通信連絡体制

- ・傷害保険及び賠償保険に加入すること。なお、保険加入に要する経費は委託料に含めるものとする。

② 人員等の管理

- ・受託者が調達する人員の勤怠管理を行い、適切に休憩が取れるように配慮すること。
- ・受託者が調達する人員及び県が指定する県職員等について、現地までの交通手段の手配を行うとともに、現地での宿泊を要する者については、宿泊施設の手配を行うこと。
- ・上記人員及び県職員等の交通及び宿泊に要する費用については、委託料に含めるものとする。なお、県職員等の交通手段及び宿泊先については、県と協議の上決定する。

③ 会場の設営・撤去

- ・(1)のエで作成する搬入・搬出スケジュールに基づき、3日間の本県の催事の実施及び本県の前後で同会場を使用する団体に影響が出ないよう、円滑に会場を設営・撤去すること。

④ その他

- ・来場者数のカウント調査及び来場者の出身地や感想等をヒアリングするアンケート調査等を実施すること。なお、手法については、県と協議の上決定すること。
- ・期間中の会場の様子や運営状況を写真撮影すること。
- ・催事期間中及び撤去後の清掃、汚水、ゴミ処理を行うこと。
- ・受託者の責めに帰すべき事由により会場の汚損や損傷、第三者への損害が発生した場合は、受託者が弁償、賠償を行うこと。

(3) 事業実施の効果測定業務（令和7年度）

来場者数のカウント調査及び来場者のアンケート調査等を基に、本事業の成果や影響について定量的な評価を実施するとともに、課題、分析、考察をまとめること。

なお、効果測定に係る目標やKPI（重要業績評価指標）の設定については、県と協議の上決定すること。

7 成果品等の納品

(1) 納期

- 催事プロジェクト計画書 : 令和6(2024)年7月31日(水)
※その後、県と調整の上、適宜改訂すること。
- 催事運営マニュアル : 令和7(2025)年1月31日(金)
※その後、県と調整の上、適宜改訂すること。
- 展示物 : 別途協議による

(2) 納品方法

- 催事プロジェクト計画書 : 紙媒体で10部及び電子データ(Microsoft社Wordファイル又はPowerPointファイル)にて納品すること。
その後、内容の更新等があった場合、別途県が指示する時期及び方法で、更新後の企画書を納品すること。
- 催事運営マニュアル : 紙媒体で10部及び電子データ(Microsoft社Wordファイル又はPowerPointファイル)にて納品すること。
- 展示物 : 別途協議による

(3) 納品場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 (県庁本館9階)
栃木県総合政策部総合政策課政策調整・地方分権担当

8 業務報告等

受託者は、委託業務の実績報告について、以下に定めるところにより、年度ごとに県へ提出すること。

(1) 令和6年度業務

業務実績報告書(別記様式)に次の資料等を添えて、令和7(2025)年3月31日迄に紙媒体で3部及び電子データ(Microsoft社WordファイルもしくはPowerPointファイル)にて提出すること。

ア 業務実施概要

業務実施概要には以下の内容を記載すること。

- a 委託業務の進捗状況、今後の取組予定等
- b 委託業務に関するまとめ、課題、分析、考察
- c その他、委託業務に係る事項

イ 収支決算書

ウ 活動記録写真等

(2) 令和7年度業務

業務実績報告書(別記様式)に次の資料等を添えて、令和7(2025)年12月23日迄に

紙媒体で3部及び電子データ（Microsoft 社 Word ファイルもしくは PowerPoint ファイル）にて提出すること。

ア 業務実施概要

業務実施概要には以下の内容を記載すること。

- a 委託業務の結果概要（実施期間、プロモーション内容、アンケート結果等）
- b 委託業務に関する効果測定業務結果、課題、分析、考察
- c その他、委託業務に係る事項

イ 収支決算書

ウ 活動記録写真等

9 その他

（1）契約の締結

ア 本プロポーザルは受託者の選定を行うものであり、事業内容は県と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。

イ 本業務の目的達成のため、県の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

（2）業務の進捗管理

ア 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、本仕様書及び受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について県と協議の上、業務開始から業務完了までのロードマップを含む業務計画書を作成し、県へ提出すること。

なお、納期については、別途、県が定めるものとする。

イ 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。

（3）業務の履行に関する措置

本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の了解を得た上で、契約額の範囲内で誠実に業務を遂行すること。

（4）再委託

受託者は、本契約の履行について、業務の全部又は主たる部分の業務を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

受託者は、主たる部分を除く業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他県が必要とする事項を記載した書面を県に提出

し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

なお、県の承諾を得て主たる部分を除く業務の一部を第三者に再委託する場合、受託者は、当該第三者に対し、本契約により受託者が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

(5) 納品データの安全管理

撮影データ並びに編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。

また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(6) 著作権等の取扱い

ア 本件成果物に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、受託者又は第三者に従前から帰属していた著作物の著作権を除き、引渡しの際に、受託者から県に移転する。なお、当該移転の対価は、委託料に含まれる。

イ 県及び県の指定する者は、アの規定により受託者又は第三者に著作権が留保された著作物につき、業務及び業務の目的に沿った事業（この契約終了後の事業を含む。）の実施に必要な範囲において、無償で利用、複製、翻訳及び改変することができるものとする。

ウ 本件成果物に第三者に帰属する著作物の著作権が含まれている場合には、受託者は、あらかじめ当該第三者との間で県、県の指定する者及び受託者に対して第三者の所有する著作物の利用、複製、翻訳及び改変を許諾する旨を書面で確認するものとする。

エ イの利用、複製、翻訳及び改変については、県が必要と判断する限りにおいて、この契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、この契約終了後も継続するものとする。

オ 受託者は、県及び県の指定する者に対し、本件成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

カ 第三者に本件成果物の著作権が帰属する場合には、受託者は、その者との間であらかじめ、県及び県の指定する者に対し、著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。

キ オ及びカの著作者人格権の不行使については、県が必要と判断する限りにおいて、この契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、この契約終了後も継続する

ものとする。

ク 受託者は、県に対し、本件成果物の引渡しまでに、ウの書面及びカの契約書の写しを提出しなければならない。

ケ ア～キの規定により、県及び県の指定する者が、受託者又は第三者から許諾を受ける著作物の利用許諾等に要する経費は委託料に含まれる。

(7) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任及び負担において対応し、県は責任を負わないものとする。

(8) その他

天災その他経済情勢の激変等により、大阪・関西万博もしくは万博会場で本県が実施する催事が中止となった場合や業務の完了に影響がでた場合は、別途変更契約を締結し、業務が完了した部分の経費を上限（但し、契約額以内で、県が適切と認める範囲に限る。）に委託料を支払うものとする。

大阪・関西万博 栃木県出展基本方針

1 趣旨

大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」の理念を踏まえながら、とちぎの豊かな自然や優れた歴史・文化等の魅力を発信することで、本県の認知度向上や誘客促進、インバウンドの拡大等につなげる。

また、子供たちをはじめ多くの県民が万博を通じ、本県の希望あふれる未来を描く機会とする。

2 テーマ及びコンセプト（案）

〔テーマ〕

「いのち共創 - MIRAI TOCHIGI」

〔コンセプト〕

- (1)五感で感じる：自然、歴史・文化、食等の魅力を五感で体験し、生命の息吹を感じる。
- (2)いのちの交流：人と人、人と自然、人と文化が繋がる。
- (3)未来への共創：本県の魅力を世界に発信し、未来への希望を共有する。

3 展示内容

- ・デジタル技術を活用し、本物の魅力を体感できる参加型・体験型の展示とする。
- ・テーマ及びコンセプトに沿ったストーリー性のある構成とし、全体を通じて、本県の魅力を来場者に伝える。

4 その他

- ・会期前から様々な媒体を通して情報を発信し、本県の万博出展に係る機運醸成を図る。
- ・展示コンテンツ等は、展示後、観光や教育の分野でもレガシーとして活用する。
- ・環境に配慮したSDGsに資する展示とする。

〔各コンセプトイメージ〕

(1)五感で感じるとちぎ

- ・山や湖、滝など、豊かな自然の恵みを感じる。
- ・歴史的建造物、祭り、伝統工芸品等を通して、優れた歴史・文化、匠の技を感じる。
- ・肥沃な大地で育つ多様な農産物、地域ならではの食文化を感じる。

(2)いのちの交流

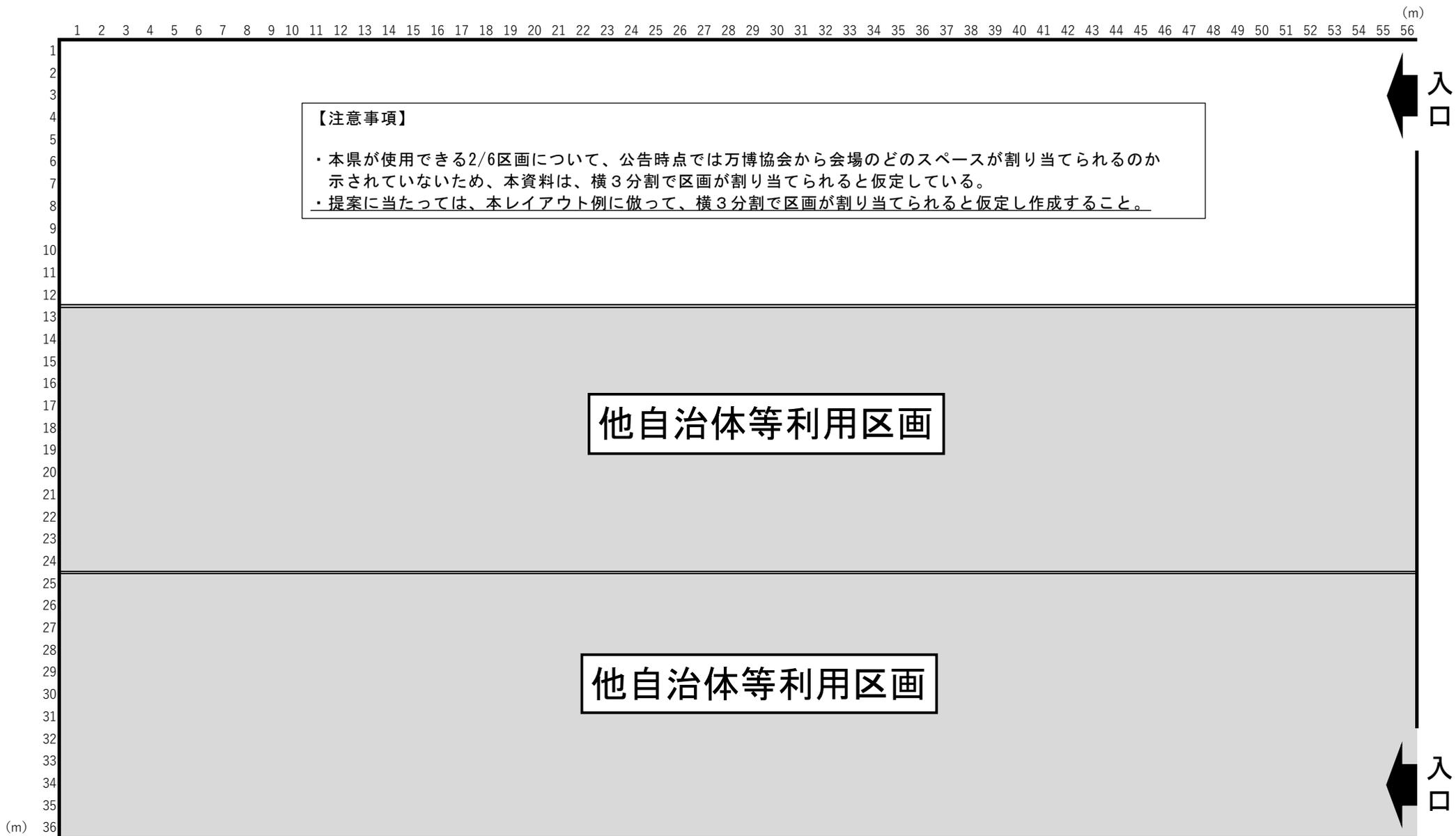
- ・伝統的な祭りや行事等を通じて、とちぎの活力と来場者の多様な価値観、それぞれの“いのち”が共鳴する。

(3)未来への共創

- ・多様な来場者に本県の優れた魅力を届け、様々な感性から生まれる新しい未来のとちぎを創造する。
- ・万博の経験を県民と分かち合い、本県の希望あふれる未来を描く。

別添 2

大阪・関西万博 会場レイアウト例（栃木県作成） ※「EXPOメッセ」（2,000㎡）のうち2／6区画を使用



別紙様式【業務実績報告書】

令和 年 月 日

栃木県知事 福田 富一 様

住 所
団体名
氏 名

大阪・関西万博への出展に係る企画・運営等業務実績報告書

大阪・関西万博への出展に係る企画・運営等業務について、下記のとおり 年 月 日か
ら 年 月 日までの業務実績を報告します。

記

1 業務名

大阪・関西万博への出展に係る企画・運営等業務

2 実施内容

3 添付書類

- (1) 業務実施概要
- (2) 収支決算書
- (3) 活動記録写真等